

平成26年4月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年4月30日(水)

午後3時 開 会 午後3時35 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	鈴木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(生涯学習課長事務取扱)	石橋多加士
教育総務課長	宮内 伸光	学校教育課長	永綱 英行
スポーツ振興課長	春山 敏郎	学校教育課課長補佐	向後 陽子
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	梅澤 幹直	学校給食センター所長	森 啓充
生涯学習課課長補佐	間山 文代	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
青少年文化会館長	高森 良文	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	大塚 明	教育総務課指導主事	平山 公治
教育総務課指導主事	本田 拓二		

5 議題等

議案第16号 銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則制定について

議案第17号 銚子市文化財審議会委員の委嘱について

報告第1号 「銚子市における中学校等の再編について(最終報告)」について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時

ただいまより、平成26年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

3月26日に開催いたしました平成26年3月教育委員会定例会及び4月1日に開催いたしました平成26年4月教育委員会臨時会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。では、教育長からお願いします。

【教育長】

私のほうから教育委員会及び教育長に対する8点のご報告を申し上げます。

まず1点目ですが、4月11日に県教育委員会主催の市町村教育委員会教育長会議が千葉県庁で開催されました。県の瀧本教育長より、今年度の千葉県の事業概要について説明等がございました。

2点目ですが、4月14日に管内の第1回教育長会議が開催されました。内容については、2点ございました。1点目ですが、明日の管内の教育委員会連絡協議会の総会についてございます。16時30分から旭市で行われます。さらにはもう1点、教育委員教育長の視察研修についてでございます。改めて明日の総会で説明があらうかというところでございますが、今のところ予定では、7月17日木曜日、かずさDNA研究所を中心に市原方面の視察の予定でございます。

3点目ですが、4月18日金曜日、千葉県都市教育長協議会が千葉で開催されました。昨年度の事業報告並びに今年度の事業計画について、提案、議論がされました。

4点目ですが、4月24日に海匠学校運営合同研修会が開催されました。教育長、校長合同の会議でございます。北総教育事務所の主催でございました。内容については特に、4月18日に印西市立印旛中学校の教頭が、酒気帯び運転により事故を起こしまして逮捕された件について、改めて綱紀粛正についての話がございました。銚子市教育委員会といたしましては、4月21日に各学校へ指導の徹底を改めて文書で行ったところでございます。

5点目ですが、平成26年度につきましては、平成27年度の使用小学校の教科書の採択の時期でございます。現在教育委員会に、文部科学省の検定を通りました見本本が送付されてきております。本管内で、土俵に上る各教科書が各5部きておりますので、すべての教科ではありませんが、これについては、各教育委員に配って見ていただきなさいといった趣旨があるようでございます。是非ご希望であれば、一読していただいて、後で話を頂ければと思います。希望があれば学校教育課長に申し出ていただければと思います。

6点目ですが、お手元に報告事項ということで3点記載されているものをお配りしてございます。まず教育総務課からですが、今年度の育英資金貸付審査委員会、申請者が6名おります。これについて、28日に審査委員会を執り行いました。審査をし

たところ、申請者全員6名が平成26年度の育英生として採用することに決定しました。

学校教育課からですが、4月22日に全国一斉に学力状況調査が実施をされました。本市におきましても、猿田小学校を除く12小学校、7中学校で実施をいたしました。猿田小学校は、該当学年であります6年生が在籍をしていませんので、実施いたしませんでした。

生涯学習課からですが、昨日、余山貝塚環境美化作業及び『余山貝塚美化の会』発足2周年記念イベントが、余山貝塚周辺で行われました。

私からは、都合8点報告させていただきました。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【委員長】

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、松尾委員、八角委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第16号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第16号「銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

本規則は、市内小中学校の管理運営に関し必要な事項を定めた規則であります。

同規則第4条には、事務職員等の職及び職務が示されておりますが、千葉県が職制の見直しにより、平成26年4月1日から行政職の「主任主事」の職を廃止し、行政職3級の職を「副主査」のみとしました。

その改正により、本市においても、第4条の表中の「主任主事」を削除し、事務職員による共同実施の位置づけを明確にするために第2項を加える改正をしようとするものであります。

以上よろしく、ご審議の程お願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑はございませんか。

【松尾委員】

今のこの主任主事というのが副主査という名前で行政職の3級に値するというのでしょうか。

【学校教育課長】

主任主事が無くなりましたので、主事の次が副主査となります。

【委員長】

今までは主任主事と主事という職がいたわけですか。

【学校教育課長】

そのとおりです。これまでは、主事、主任主事、副主査、主査、事務長と新旧対照表旧の表にありますように、事務職員は5つございましたが、その中から主任主事が無くなりましたので、主事、副主査、主査、事務長の4つとなります。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもちまして、質疑を終了します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

日程第4 議案第17号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【生涯学習課長】

議案第17号「銚子市文化財審議会委員の委嘱について」提案理由をご説明申し上げます。

銚子市文化財審議会委員は、銚子市文化財保護条例に基づきまして、文化財に関する各分野の専門家の方々を教育委員会が委嘱しております。また、10名以内の委員をもちまして、銚子市文化財審議会を構成しております。この審議会は、銚子市文化財保護条例に文化財の保全等に関して、教育委員会の諮問機関として位置づけられております。この度、委員の2年の任期が、本年4月30日をもって満了いたしますので、委員の委嘱について、お諮りしようとするものであります。委嘱をしようとする方々は、議案書にお示ししてありますが、本市の郷土史、地層地質、考古学、植物、生物、建造物等々の専門的知識、情報等をお持ちの方々であります。なお、全員再任をしようとするものであります。引き続き、本市の文化財保護及び活用にご尽力いただきたいと考えております。委嘱期間は、平成26年5月1日から平成28年4月30日まででございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑はございませんか。

【松尾委員】

10名とも再任ということですが、どのくらい長い期間関わっていただいているのでしょうか。

【生涯学習課長】

お一人ずつ申し上げます。大木衛氏が18年、通算ですと35年です。昭和44年から一度間が抜けまして平成8年に再任されました。小高利彦氏は4年。加瀬靖之氏は41年7カ月。小松繁氏は28年。米谷博氏は4年。齋木勝氏は4年。鶴岡繁氏は28年。野尻かおる氏は4年。濱島正士氏は4年。宮内隆夫氏は12年でございます。

【委員長】

万が一病気などで欠員が出た場合は、最低人数という枠はあるのですか。

【生涯学習課長】

規則上は10名以内となっております。もしあまりにも少なくなるようでしたら、任期の途中でも補充することもあるかと思えます。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもちまして、質疑を終了します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

【教育総務課長】

それでは、3月31日に、再編検討委員会から提出されました「銚子市における中学校等の再編について」の最終報告の内容についてご説明申し上げます。

今回の最終報告は、平成22年12月に教育委員会から発表された「新小・中学校等再編方針」を土台にして主に中学校を対象として議論を進めていただいた結果であります。したがって、適正な学校規模や学校配置の考え方、学校再編によって目指す学校づくりについての考え方は、平成22年度版の再編方針を踏襲しております。

では、報告書にしたがって、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。昨年7月に設置された検討委員会では、全9回の会議を経て最終報告をまとめております。また、昨年12月には中間報告として広く市民の方々から意見を伺い、寄せられたご意見も踏まえながら議論を進められております。

その中で、「再編することで財政的には逆に負担が増える部分もありますが、子どもたちのために良い方向で進めたい」「ハード面ではなく、ソフト面としての教育委員会からの教育方針を示してほしい」等の意見も出されました。検討委員会としては、「最優先させるべきことは、再編をすることにより子どもたちにとってより良い教育環境をつくることだ」という認識のもと、最終報告がまとめられており、学校再編にあたっては、地域住民や保護者等の理解と協力を得るとともに、再編の検証を行いながら新しい学校づくりが進められることを切望するという一文で締めくくられております。

続いて2ページをご覧ください。ここでは、検討委員会設置の背景と市内中学校の生徒数についてが示されております。

まず、1の検討委員会設置の背景についてですが、平成22年に発表された「新小・中学校等再編方針」は、平成34年度までの児童生徒数の推移をもとに作られております。しかし、平成24年3月に発表された将来人口推計では、平成47年までという長期の推計が示され、平成34年度以降も児童生徒数の減少が続くことが明らかになりました。これを受けて教育委員会では、現在の再編方針を見直すことと再編の対象を集団生活により社会性を大きく伸ばす世代である中学校とすることを昨年3月の定例会で議決していただいております。その議決を受け、再編検討委員会を設置し、検討が行われました。

続いて、2の市内中学校の生徒数についてですが、今後も生徒数の減少は続き、平成37年度には916人、さらに平成47年度には629人となり、昨年度の生徒数1,632人の約38%にまで減少すると推定されております。

続いて3ページをご覧ください。ここでは、具体的な再編方針の見直しについて示されております。検討委員会では現在ある7校の中学校を、平成37年度までに東部地区で1校、銚子中、西部地区で1校の3校に再編することとしております。その後、3校に再編した検証を行いながら、学校数・候補地・統合の組合せなどについて、平成47年度までを目安に検討を進めることとしております。ここで3校のままとするか、2校に統合するかなどについても検討することとしております。

具体的な組合せにつきましては、東部地区に関しては第一中学校、第二中学校、第三中学校とし、統合後の候補地を現在の第三中学校の位置としております。ただし、今後の市の公共施設の更新等の進展によっては、飯沼小学校の位置を候補地とすることも検討するという文言が含まれております。西部地区に関しては、第五中学校、第六中学校、第七中学校とし、統合後の候補地として第五中学校、第六中学校、旧西高を挙げております。また、第五中学校に関しては生徒数の推移を見極めて、銚子中学校区などの隣接学区も含めて通学区域を検討することとしております。平成22年の「再編方針」から変更されたのは、五中が、通学区域の検討を含め、中央学区または西部学区と統合していたものを、今回は西部学区としたところです。

また、再編を行うにあたり、検討委員会から要望が3つ挙げられております。一つ目は、統合後の中学校は新築を望むこと。二つ目は、通学についての安全面や負担軽減への配慮を望むこと。三つ目は、小規模校のメリットを生かすため、少人数指導や部活動での指導に対応するための講師等の配置を望むことの3点になります。

4ページをご覧ください。ここでは、先ほどご説明いたしました再編のスケジュールを図として示してあります。図の右に示してあります「平成47年度を目安に学校数、候補地を検討」の箇所には、考えられるケースとして、①三校のまま、②二校にすると明記されております。平成37年度までに3校に統合した後、右側の四角である平成47年度に至るまでに、再編の検証、方針の再検討を行いながら、学校数と候補地を検討するというものになっております。

また、東部地区と西部地区の再編の時期は、地域の方々や関係者等の協力を得ながら十分な時間をかけて準備をした後、一つずつ統合を進めることとしております。東部、西部の両地区を同時に再編していくというようなことはしないということです。

次に、5の再編方針の見直しの考え方についてですが、内容は先ほどご説明した1ページ目の「はじめに」と多くが重複しておりますが、ここでは重複していない点のみ触れさせていただきます。

検討委員会では、統合を早めることによるデメリットとして、「教員数が減少し、そのことにより若手教員の割合が低下し、部活動の担い手に支障をきたすのではないか」という意見、また、「人口推計のみで20年先の再編について具体的な方針を示すのは無理がある。まず、今後10年の銚子市の教育環境に対応するためにも、平成47年

までに2校という学校数を提示せず、3校に再編した後、市の状況を十分勘案しながら学校数も含めて再度検討すべきだ」などの意見も出され、先ほどの再編スケジュールでご説明しましたとおり、平成37年度までに3校と、平成47年度までに検討という2段階になったということが示されております。

次に5ページをご覧ください。再編検討委員会での議論を進める中で「中高一貫校について」「緊急防災・減災事業債の活用について」「中学校の学区見直しについて」これらについても話し合われました。

6の中高一貫校については、生徒の学力向上や市立高校入学者の確保というメリットもありますが、7万人弱という規模の銚子市において80名近くの生徒が一貫校に入学した場合の他の中学校への負の影響、デメリットについても話し合われました。そこで検討委員会では、再編とは切り離して議論すべき内容であるという結論になりました。

続いて7の緊急防災・減災事業債の活用についてですが、緊急防災・減災事業債とは、千葉県が発表した津波浸水想定区域にある公共施設の移転新築に充てることができる大変有利な財源で、銚子市の中学校施設では銚子中学校の北側と東側がわずかにこの浸水区域内となっております。当初、この事業債の期限が未確定であったため、優先的に検討する必要性がありました。そこで検討委員会では、銚子中学区の保護者を対象に緊急防災・減災事業債を活用した銚子中学校の移転を含めた懇談会を開催し、保護者のご意見も伺いながら議論を進め、その結果、この財源ありきの再編ではなく、市内の中学校の統合計画を進める中で利用できる条件となったら利用することといたしました。

続いて、8の中学校の学区の見直しについては、教育委員会で示す銚子市の教育についてのビジョンや、今後の児童生徒数の推移を見極めた上で、再編にあっては、統合後の中学校が適正な規模や学区配置となるように見直しを検討する必要があるという考えとなっております。

以上が再編検討委員会からの最終報告に示されている概要であります。6ページ以降は資料となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお今回、再編検討委員会から最終報告が教育委員会に提出されたことについての市民への周知ですが、まず本日、この教育委員会の終了後に市議会へ通知文を送付し、報道関係にも通知をするとともに、明日5月1日付けの広報ちょうしに今回の報告の概要について掲載をし、併せて市のホームページには最終報告の全文を添付する形で掲載する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

【委員長】

資料2の適正な学校規模の考え方で、学校教育法施行規則が昭和22年となってい

ますが、これ以降改正されていないのか。教育長分かりますか。

【教育長】

適正規模に関しては変わっていないと思います。

【委員長】

変わってないですか。

【学校教育課長】

施行規則の標準学級の表現は現在も変わっておりません。ただし、文部科学省においては、単にこの基準にそろえることを求めているわけではなく、地域の実情による学校規模の長所短所をそれぞれ補っていくことなども示していると思います。

【教育長】

基本的には地域の実態に応じて、その地域の中で検討して、これがこの地域では一番適正ではないかということの判断材料の一つとして使われてきた経過があるのだと思います。

【委員長】

複数学級については、触れないのですか。資料は6ページ以降にあるのだけれども。

【八角委員】

適正な学級規模の考え方を貫いていくぞと。単学級の良いところも分かるとそれを認めながらも適正規模の捉え方が変わってもこの考え方を貫いていくぞというのが、平成22年に示されて、これを今日まで一貫して、これからも一貫していくという考え方ですね。ですから、単学級よりも複数学級が望ましいという考え方で銚子市教育委員会では行くということですね。

【委員長】

再編検討委員会の最終報告には適正規模の検討の記述がないが。

【事務局】

平成22年の再編方針でうたっていて、その部分は継続するということです。

【委員長】

ホームページにアップするというのは、参考資料も全部アップするということですか。

【教育総務課長】

ホームページに載せる内容ですが、添付するのはこの参考資料を含めました最終報告書です。そのほか、検討委員会の設置要綱、委員の名簿、会議録、そして、最初のページには、「検討委員会から教育委員会にこの最終報告書が提出されました。」と、「これを受けて今後教育委員会の中で、再編方針の見直しを検討していくこととなります。」といった文面が掲載される予定です。

【委員長】

ありがとうございました。

【松尾委員】

ホームページに載せて市民に周知して、またパブリックコメントを頂くということ

はないのですか。

【教育総務課長】

パブリックコメントについては、今のところは想定しておりませんが、委員会の中でそれが必要ということになりましたら、対応していかなければならないと思います。

【委員長】

市のホームページは出すだけで、返信は出来ないのでしょうか。

【教育総務課長】

このページに直接ではないですが、市のホームページのトップページにメールによる問合せという入口もありますので、もしご意見や問合せがあれば受けられますし、あるいは電話などでご意見等があれば、委員の皆さんにご紹介、ご相談をさせていただきたいと考えております。

【委員長】

他に質問はございませんか。

これはまた、来月協議をしたいと思います。

【委員長】

これにて、平成26年4月銚子市教育委員会定例会を閉会します。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年4月30日

署名委員 松尾順子

署名委員 八角憲男